

著作権等管理事業法 16 条の「正当な理由」の該当性（JASRAC 利用申込拒否事件）

【文 献 種 別】 判決／知的財産高等裁判所
【裁判年月日】 令和 3 年 10 月 28 日
【事 件 番 号】 令和 3 年（ネ）第 10047 号
【事 件 名】 損害賠償請求控訴事件
【裁 判 結 果】 控訴棄却
【参 照 法 令】 著作権等管理事業法 16 条
【掲 載 誌】 判例集未登載
◆ LEX/DB 文献番号 25571778

東洋大学教授 安藤和宏

事実の概要

著作権等管理事業法 3 条の登録を受けた著作権等管理事業者である JASRAC（被告・被控訴人）は、有名ミュージシャン A が実業家である B に経営を依頼して開店し、自らもその運営に関与していたライブハウス「Live Bar X.Y.Z. → A」（以下、本件店舗という）における JASRAC の管理楽曲の演奏に対して、A と B が JASRAC と利用許諾契約を締結せずに、JASRAC の管理楽曲を演奏させていることが JASRAC の著作権を侵害するなどとして、その演奏の差止め及び損害の賠償または不当利得の返還等を求める別件訴訟を提起した（以下、Live Bar 事件という）。

東京地方裁判所は、2016 年 3 月 25 日、A と B に対して、本件店舗における管理楽曲の演奏について、同人らが演奏主体に当たるとして、本件店舗における演奏等の差止め及び賠償金 212 万 4412 円の支払いを命じる判決を下した（東京地判平 28・3・25 判時 2322 号 122 頁。以下、別件一審判決という）。そこで、本件店舗は同年 4 月 8 日に控訴人 3 名（以下、X₁、X₂、X₃という）を含む予約済みの出演者に対し、JASRAC の管理楽曲を演奏する場合は、出演者自身が JASRAC に利用申込みをするように案内するメールを送付した。また、同じ頃、本件店舗のウェブサイト上に、別件一審判決の結果を報告するとともに、同様の案内を掲載した。

これを受けて、同年 5 月 1 日、X₁ は JASRAC

に対して、本件店舗で予定する同年 6 月 9 日のライブに JASRAC の管理楽曲 12 曲（X₁ が作詞・作曲した 3 曲を含む）を使用する旨の演奏利用許諾申込みをしたが（以下、本件利用申込み 1 という）、JASRAC は同年 5 月 12 日付の書面をもって、本件店舗の「使用料相当額の清算が未了である現状に鑑み、貴殿からの演奏利用許諾のお申込みを受け付けることができません」として、申込みの受け付けを拒否した。そのため、X₁ は同年 6 月 9 日にライブ会場を本件店舗から他店舗に変更して、ライブを行った。X₂ と X₃ も JASRAC に対して、各々が本件店舗で予定されていたライブに JASRAC の管理楽曲を使用する旨の演奏利用許諾申込みをしたが、JASRAC は同じ理由により、申込みの受け付けを拒否した。そのため、X₃ は同年 7 月 9 日に、演奏曲目を入れ替えるなどして、本件店舗においてライブを行った。

X らは JASRAC に対して、本件店舗における演奏利用許諾申込みを JASRAC が拒否したことが、演奏者としての権利及び演奏の自由を侵害する不法行為に該当するとして、慰謝料、弁護士費用等の損害賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起した。同裁判所は請求を棄却したため、X らは知的財産高等裁判所に控訴した。知的財産高等裁判所は、以下のとおり判示して、X らの控訴を棄却した。

判決の要旨

「JASRAC は、著作権等管理事業法 3 条に基づき著作権等管理事業者として登録を受け、著作者等からの委託を受けて数多くの楽曲に関する著作権等を管理する一般社団法人であるところ、著作権等管理事業者は、正当な理由がなければ著作物の利用の許諾を拒んではならないとされている（著作権等管理事業法 16 条）から、演奏家は、JASRAC が管理する楽曲について、このような法規制に裏付けられた運用を通じて、希望する JASRAC の管理楽曲を演奏することができる利益を有している。そして、こうした利益は、表現の自由として保護される演奏家の自己表現又は自己実現に関わる人格的利益と位置付け得るものであるから、民法 709 条の『法律上保護される利益』であるといえる。そうすると、楽曲の著作者から委託を受けて著作権等を管理する JASRAC が演奏家の希望する楽曲の利用の許諾を拒否する行為は、著作権等管理事業法 16 条が規定する『正当な理由』がない限り、上記の意味での人格的利益を侵害する行為であって、不法行為を構成するといふべきである。

著作権等管理事業法 16 条は、『著作権等管理事業者は、正当な理由がなければ、取り扱っている著作物等の利用の許諾を拒んではならない。』と規定するところ、著作権者等は、多くの利用者に著作物等の利用をしてもらうことによって多くの使用料の分配を受けることを期待して、著作権等管理事業者が著作権等の管理を委託しているから、著作権等管理事業者が利用者の申込みを自由に拒絶することは、委託者の合理的意思に反するのみならず、著作物には代替性がないものも多くあって、著作物の円滑な利用が阻害されることとなることから、著作権等管理事業者は、原則として、著作物等の利用を許諾すべきことが定められたものと解される。このような規定の趣旨に鑑みれば、利用者からの申込みを許諾することが通常の委託者の合理的意思に反する場合には、同条の『正当な理由』があるといふべきであり、例えば、利用者が過去又は将来の使用料を支払おうとしない場合が考えられる。

また、著作権等管理事業の制度趣旨に基づき、JASRAC が多数の委託者からの委託を受けて楽曲に係る著作権等を集中的に管理しており、委託者も広く楽曲の利用がされることを期待して

JASRAC による楽曲に係る著作権等の集中管理を前提とした委託をしている以上、通常の委託者の合理的意思を検討するに当たっては、JASRAC による楽曲全体の著作権等に関する適正な管理と管理団体としての業務全般への信頼の維持という観点を軽視することは相当でない。そうすると、利用者からの申込みを拒絶することについて『正当な理由』があるか否かは、個々の委託者の利害や実情にとどまらず、著作権等に関する適正な管理と管理団体業務への信頼の維持の必要性等についても勘案した上で、利用者からの演奏利用許諾の申込みを許諾することが通常の委託者の合理的意思に反するか否かの観点から判断されるべきである。」

「本件店舗においては長期間にわたって JASRAC 管理楽曲が無許諾で使用されていたにもかかわらず、過去の使用料が全く清算されておらず、A が著作権の管理に係る JASRAC の方針や別件一審判決に従わない旨を表明している状況の下で、本件利用申込み 1 は、従前どおりの本件店舗の営業形態を前提としつつ、形式的に演奏の利用主体を出演者として JASRAC に利用許諾を求める本件店舗のホームページ等の呼びかけに応じた形でされたものであることが認められ、また、前記認定事実によれば、X₁ は、本件店舗に 21 回程度出演して JASRAC 管理楽曲を演奏しており、別件一審判決直後も本件店舗において無許諾で JASRAC 管理楽曲を演奏していたことが認められる。そうすると、このような客観的、外形的状況に照らせば、X₁ による本件利用申込み 1 につき、JASRAC において、著作権の管理に係る JASRAC の方針に従わず、無許諾で長期間にわたって JASRAC 管理楽曲を利用してきた本件店舗の運営姿勢に賛同し、支援するものと受け止めることは避けられないものといふべきである。そして、上記のような本件店舗の運営姿勢は、安定的な著作権の管理、使用料の徴収に支障を生じさせるものであるといわざるを得ない以上、この運営姿勢に賛同し、支援するものと理解される本件利用申込み 1 に JASRAC が許諾を与えることは、通常の委託者の合理的意思に反するものであり、JASRAC の管理団体としての業務の信頼を損ねかねないものであるから、このような疑念を払拭するに足りる特段の事情が認められない限り、JASRAC が本件利用申込み 1

を拒否した判断が不合理なものであるとはいえないし、本件において上記特段の事情を認めるに足りる事情や証拠は見出せない。したがって、本件利用申込み拒否1には著作権等管理事業法16条に規定する『正当な理由』があるというべきである。」

判例の解説

一 本判決の意義

2001年10月1日に施行された著作権等管理事業法に基づいて、複数の管理事業者が音楽著作権管理事業に参入したが、演奏権の管理事業はJASRACが事実上独占を続けていた。したがって、本事案のように商業的にリリースされた楽曲をライブハウスで演奏する場合、JASRACに利用申込みを拒絶されると、Xらのように出演者は演奏活動を断念せざるを得ないことになる。ライブハウスの出演者にはソングライターも多く、X₁のように自分で創作した楽曲でさえ、予定していた会場で演奏できないという深刻な事態に陥る。

本判決もこのことを問題視し、演奏家がJASRACの管理楽曲を演奏することができる利益を「表現の自由として保護される演奏家の自己表現又は自己実現に関わる人格的利益」と位置付けて、当該利益を侵害する行為は不法行為を構成すると判示している。表現の自由の観点から著作権等管理事業法16条における演奏者の保護法益を導き出したことは高く評価されるべきであろう。

このようにJASRACによる利用申込みの拒絶は、演奏者の表現の自由を大きく制約するため、同条の「正当な理由」については、厳格に解釈されなければならない。しかしながら、本判決は「正当な理由」を緩やかに解釈し、強引な理由付けにより、その該当性について認めてしまった。本判決の理由付け及び結論には大いに疑問があるが、同条の「正当な理由」の該当性が争点となった数少ない裁判例の一つであるため、本判決が実務に与える影響は少なくない。

二 検討

1 「正当な理由」の意義

著作権等管理事業法16条は、「著作権等管理事業者は、正当な理由がなければ、取り扱って

る著作物等の利用の許諾を拒んではならない」と規定している。この規定の趣旨は、判決文にあるとおり、①著作権者等は、多くの利用者に著作物等の利用をしてもらうことによって多くの使用料の分配を受けることを期待して、著作権等管理事業者は著作権等の管理を委託していること、②著作物には代替性がないものも多いため、自由に拒絶できるとすると、著作物の円滑な利用が阻害されることである。そこで法は、著作権者と利用者の利益の保護を図るため、管理事業者は「正当な理由」がなければ、著作物の利用を拒絶してはならないとしている¹⁾。

そして、本判決では「利用者からの申込みを許諾することが通常の委託者の合理的意思に反する場合」には「正当な理由」があるとして、利用者が過去又は将来の使用料を支払おうとしない場合を例として挙げている²⁾。ここまでは異論がないが、問題なのはその後の「通常の委託者の合理的意思を検討するに当たっては、……管理団体としての業務全般への信頼の維持という観点を軽視することは相当でない」という判示である。

「管理団体としての業務全般への信頼の維持」という客観的評価が困難かつ概念が曖昧な考慮要素を入れると、JASRACの方針に対して批判的な利用者からの利用申込みが通常の委託者の合理的意思に反するとして、拒絶されるおそれがある。事実、本判決ではXらがJASRACの方針に従わない本件店舗に賛同・支援すると受け止められることをもって、Xらからの利用申込みの拒否には「正当な理由」があるとしている。これでは萎縮効果がありにも大きく、今後、利用者はJASRACの方針を批判することができなくなる。これは憲法が保障する表現の自由を不当に制限するものであり、看過することができない³⁾。

周知のとおり、音楽教室運営者から音楽教室における演奏行為に対して著作権使用料を徴収するというJASRACの方針に対しては、権利者・利用者を問わず、多くの批判が巻き起こり、大きな社会問題となっている。この紛争は訴訟に発展し、控訴審判決（知財高判令3・3・18令和2年（ネ）10022号）では、音楽教室運営者の実質的な逆転勝訴となっている⁴⁾。本判決の理によれば、この訴訟の音楽教室運営者に賛同する利用者は、利用申込みを拒絶されるおそれがあるが、そのような

帰結は到底容認できない。

2 「正当な理由」の該当性

本判決は「著作権の管理に係る JASRAC の方針に従わず、無許諾で長期間にわたって JASRAC 管理楽曲を利用してきた」と本件店舗を糾弾するが、当初 JASRAC と包括的利用許諾契約を締結しようとした A がライブハウスでの演奏楽曲について、JASRAC がサンプリング調査によって収集したデータに基づいて著作権使用料を分配していたことを知り、これでは権利者に使用料が正確に分配されないと思料し、JASRAC のやり方に不信感を抱いたことが紛争の端緒となっている⁵⁾。つまり、単なる無断利用の事案ではなく、公平かつ正確な使用料の分配を要求する A と管理業務の効率性を過度に重視する JASRAC との紛争なのである。裁判所はこのような事情を捨象し、A の違法性をことさら強調するが、妥当ではない⁶⁾。

さらに、Live Bar 事件と類似の裁判例であるデサフィナード事件控訴審（大阪高判平 20・9・17 判時 2031 号 132 頁）では、JASRAC の主張を退け、演奏者が主催するライブ演奏の行為主体は演奏者であって、店舗ではないという判決が下されている。したがって、Live Bar 事件の控訴審判決（知財高判平 28・10・19 平成 28 年（ネ）10041 号）でも、本件店舗側が逆転勝訴する可能性は十分にあったというべきである。

そもそも間接侵害という高度な法的論点を有する訴訟が継続している中で、一審で敗訴した本件店舗を徒に悪者扱いし、X らがその店舗で過去に演奏したことをもって、本件店舗の運営姿勢に賛同し、支援するものと受け止められるという帰結は、論理が飛躍し過ぎている。また、そのような受け止められ方をしたとしても、使用料収入が増えるため、X らの利用申込みを歓迎こそすれ、本件店舗での演奏に反対する委託者がいるとは思えない。ましてや、JASRAC の管理団体としての業務の信頼が損なわれると危惧する者は皆無であろう。前述したとおり、評釈者は「管理団体としての業務全般への信頼の維持」を考慮要素に入れるべきではないという立場であるが、仮に入れたとしても、X らへの利用許諾が通常の委託者の合理的意に反するとは到底思えないのである。

三 おわりに

JASRAC は一審で X らの利用申込みを拒絶した理由として、「著作権使用料を支払っていない店舗であっても、第三者からの演奏申込みの体裁をとれば、JASRAC に察知されるまでは著作物の利用を継続すること」を挙げている。しかし、本当の理由が、X らのような出演者に直接利用許諾を与えて、著作権使用料を徴収すると（個別許諾・個別徴収）、事務処理が煩雑になることにあるのは、関係者では衆目の一致するところである。つまり、ライブハウスと包括的利用許諾契約を締結し、従前の「包括許諾・包括徴収」という効率的な管理方法を継続したいというのが JASRAC の本音であろう。しかし、自己の管理業務の効率化のために、X らが有する表現の自由を犠牲にしてまで利用申込みを拒絶したことに、その正当性を見出すことは困難なのである。

●——注

- 1) 著作権法令研究会編『逐条解説著作権等管理事業法』（有斐閣、2001 年）96 頁。
- 2) 著作権法令研究会・前掲注 1）96 頁は、このほかに①委託者が環境破壊や飲酒・喫煙の助長につながるような方法による利用を拒絶するように依頼していた場合、②利用者が著作人格権を侵害する方法による利用を行おうとする場合、③天災、地変、自己の過失がない事故等、偶発的な障害事由により許諾業務が行えない場合を挙げている。
- 3) 木下昌彦「序論——知的財産法制における憲法の三つの役割」高倉成男ほか編『知的財産法制と憲法的価値』（有斐閣、2022 年）2 頁は、法令の解釈においては、憲法に最も適合的な解釈をすべきと指摘する。
- 4) 安藤和宏「判批」東洋法学 65 巻 1 号（2021 年）203 頁。
- 5) 安藤和宏「判批」東洋法学 60 巻 3 号（2017 年）59 頁。
- 6) しかも Live Bar 事件控訴審判決後の 2019 年 7 月に、JASRAC は利用楽曲の収集方法について、サンプリング調査を廃止し、全曲報告に切り替えている。結果的に JASRAC は A の要求していた方針に変更しているのである。安藤和宏『よくわかる音楽著作権ビジネス〔6 版〕基礎編』（リットーミュージック、2021 年）302～307 頁。